

平成 8 年 9 月 30 日	制定
平成 11 年 11 月 18 日	改正
平成 14 年 12 月 16 日	改正
平成 16 年 1 月 26 日	改正
平成 16 年 10 月 25 日	改正
平成 18 年 10 月 16 日	改正
平成 19 年 6 月 18 日	改正
平成 20 年 3 月 17 日	改正
平成 20 年 7 月 22 日	改正
平成 25 年 5 月 27 日	改正

## 横浜国際社会科学研究所 投稿規定

### 1. 投稿資格

- ①横浜国際社会科学学会会則第5条に定められた会員.
- ②会員以外で、国際開発学、経済学、経営学、法学および政治学の研究その他諸関連科学に従事する研究者.

### 2. 原稿様式

A4サイズ、1行40字1頁30行、横組みを原則とする。

原稿は原則として図表を含めて32,000字、英文の場合は12,000語を上限とする。

この上限を超える原稿の場合には分割掲載として扱う。査読を要する原稿については、分割掲載を希望する場合でも完成原稿を投稿するものとする。

1回の論文募集時に投稿できるのは、論文1本である。

### 3. 論文審査

- ①横浜国際社会科学学会会則第5条に定められた普通会員のうち、横浜国立大学大学院国際開発研究科、国際社会科学研究所または国際社会科学府のいずれかの博士課程後期に在学している者、在学したことのある者および修了した者は、原稿提出時に責任指導教員またはそれに代わる教員の推薦を得るものとする。
- ②横浜国際社会科学学会運営委員会は、同委員会の委嘱する審査委員の審査に基づく審議の上、投稿原稿の掲載の有無を速やかに決定する。その結果は、直ちに本人に通知する。
- ③分割掲載を希望する論文については、完成原稿を査読する。
- ④「1. 投稿資格②」に該当する者については、その投稿原稿が査読を要するかどうかについて編集委員会で審議する。
- ⑤採択された投稿原稿は、編集上の都合で、直ちに掲載されるとは限らない。
- ⑥受領した原稿は、採否にかかわらず返却しない。

### 4. 原稿の提出

原稿は下記に提出すること。

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番4号

横浜国立大学大学院国際社会科学研究所資料室内

横浜国際社会科学学会事務局

E-mail: ynugr-ayisss@ynu.ac.jp

### 5. 著作権

本誌に掲載された論文等について、本誌の出版及び複写、本誌のデジタル化及びネットワークでの提供、その他本誌の利活用（保存を含む）に伴う論文等の利用に係る権利は、横浜国際社会科学学会に帰属する。

### 6. その他

機関誌の編集に関して必要な事項は編集委員会において定める。